

子育てを応援します **児童三手当**のお知らせ

※年度末は、引っ越しなどで異動の多い時期です。転入・転出など、住所異動の際は、忘れずに手続きをお願いします。

児童手当 次代を担う子どもの育成を社会全体で応援する制度です。

対象者	中学校卒業までの児童を養育している方
支給額	児童1人につき下記の額が支給されます。 (3歳未満) 月額15,000円 (3歳以上小学校修了前) 月額10,000円 (但し第3子以降は月額15,000円) (中学生) 月額10,000円 ※上記に関わらず、所得制限に該当する方は、特例給付として月額5,000円が支給されます。
支給月	6月・10月・翌年2月の3回、それぞれの前月分までが支給されます。

※支給要件に該当し認定を受けた場合、手当は、申請した月の翌月分から支給されます。
出生届や転入届をされる際に、同時に申請してください。

児童扶養手当 ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を支援することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする制度です。

対象者	ひとり親家庭で18歳未満(障がい児は20歳未満)の児童を養育している方 ※養育している方が、老齢福祉年金以外の公的年金を受けられる場合は対象となりません。
支給額	支給額全額支給の場合、下記の額が支給されます。 (対象児童1人) 月額41,140円 (対象児童2人) 月額46,140円 (対象児童3人以上) 1人につき3,000円が加算されます。 ※平成26年4月からは減額となります。 ※認定から5年を経過した受給者で一定の条件にあてはまる方や、所得制限に該当する方は減額されます。
支給月	4月・8月・12月の3回、それぞれの前月分までが支給されます。



※支給要件に該当し認定を受けた場合、手当は、申請した日の翌月分から支給されます。対象者により、必要書類が異なる場合があります。
申請される場合は、下記への事前連絡にご協力ください。

特別児童扶養手当 精神又は身体に障がいをもつ児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。

対象者	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育されている方
支給額	(1級障がい児) 月額50,050円 (2級障がい児) 月額33,330円 ※平成26年4月からは減額となります。 ※所得制限に該当する方は減額されます。
支給月	4月・8月・12月の3回、それぞれの前月分までが支給されます。

※支給要件に該当し認定を受けた場合、手当は、申請した日の翌月分から支給されます。対象者により、必要書類が異なる場合があります。
申請される場合は、下記への事前連絡にご協力ください。

●申請・お問い合わせ先……………福祉課総合福祉担当(☎62-3436)